

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合給付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合が行う組合員及びその被扶養者（被扶養者とは地方公務員等共済組合法第2条第2項に該当するものをいう。）に対する給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(財 源)

第2条 給付金の財源は、掛金の10%、補助金及び資産から生ずる果実をもってこれに充てる。

(給付金の種類)

第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 医療補助金
- (2) 人間ドック等補助金
- (3) 人間ドック等旅費補助金
- (4) 入退院旅費補助金
- (5) 通院旅費補助金
- (6) 療養見舞金
- (7) 休職者給付金
- (8) 介護休暇給付金
- (9) 出産補助金
- (10) 災害見舞金
- (11) 組合員特別給付金
- (12) 保養施設利用補助金
- (13) 特別保養施設利用補助費
- (14) 文化体育行事費
- (15) 削除
- (16) 結婚祝金
- (17) 職場復帰支援補助金
- (18) 不妊治療助成金
- (19) その他理事会が適当と認めた給付

(医療補助金)

第3条の2 組合員及びその被扶養者が疾病又は負傷によって治療を受けたときは、医療補助金を給付する。ただし18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者の診療については、給付しない。

- 2 公立学校共済組合に加入している組合員に給付する医療補助金の額は、医療費総額から、公立学校共済組合等が給付する公費負担額の合計額を控除した額から2,500円を控除した金額に50%を乗じた金額とする。ただし上位所得者の自己負担限度額については一般所得者の自己負担限度額と同額とみなす。なお100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- 3 医療補助金は、医師の診療報酬請求明細書及び公立学校共済組合の支給する家族療養費附加金等の額に基づき査定する。
- 4 前2項の規定は、公立学校共済組合に加入していない組合員（以下「単独組合員」という。）に支給する医療補助金について準用する。

ただし、公的機関から給付がある単独組合員については、その給付額を控除した額を給付するものとし、それ以外の単独組合員については、一定の範囲内での額とする。

（人間ドック等補助金）

- 第3条の3 単独組合員及びその配偶者が、公立学校共済組合鹿児島支部（以下「共済組合」という。）の定める基準により、共済組合が実施する人間ドックに準拠し、検診を受けた場合は、人間ドック等補助金を給付する。
- 2 前項の人間ドック等補助金の額は、共済組合が定める基準に準ずるものとする。
 - 3 単独組合員及びその配偶者が人間ドック等を受診しようとするときは、人間ドック受診申込書（様式第1号又は様式第2号）を理事長に提出し、利用券の交付を受けるものとする。

（人間ドック等旅費補助金）

- 第3条の4 前条第1項の規定により人間ドック等補助金の給付を受ける離島に居住する単独組合員及び配偶者に人間ドック等旅費補助金を給付する。
- 2 人間ドック等旅費補助金の給付を受けようとする単独組合員は、人間ドック等旅費補助金請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

（入退院旅費補助金）

- 第3条の5 離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が、疾病、負傷又は出産に伴う疾病や異常分娩によって島外の医療機関に入院し、退院したときは、別途理事長が定める額を給付する。
- 2 前項の入退院旅費補助金の給付を受けようとする組合員は、入退院旅費補助金請求書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

（通院旅費補助金）

- 第3条の6 離島に居住する組合員及び組合員と同居する被扶養者が、疾病、

給付金申請書（様式第16号）により請求しなければならない。

5 掛金預り金の還付額は、次の算式により求めた額とする。

平成14年3月31日現在の掛金預り金総額・・・・・・・・・・・・・・・・ A

平成14年4月1日以降の掛金預り金×0.9（円未満切上げ）・・・・・・・・ B

A + B = 掛金預り金還付額

（掛金の納入）

第5条 掛金の納入は、給与等から控除する方法による。ただし、送金により払い込む場合は、払込通知書（事様式第1号又は事様式第2号）等により払い込むものとする。又、育児休業等、産前産後休業、無給休職、看護欠勤、介護休暇、自己啓発休業、配偶者同行休業の承認を受けた組合員の休業（休職）期間中の掛金の納入については、免除する。

（掛金の整理、通知）

第6条 理事長は、掛金預り金・積立金預り金個人別残高明細書等により組合員の掛金納入状況を記録整理しておかなければならない。

2 理事長は、毎年12月末日における個人別掛金預り金の状況を組合員に通知するものとする。

（災害時の特例）

第7条 地震、風水害、津波、噴火、その他この法人の責めに帰すことのできない原因によって、支払事由が一時に多数発生し、この法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは、理事会の決議により、給付額及び条件等について別に定めることができるものとする。

（細則の制定）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は理事会が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間における第3条の2第2項の規定の適用については、同項中「50%」を「60%」とする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

介護休暇，自己啓発休業，配偶者同行休業の承認を受けた組合員の休業（休職）期間中の積立金の納入については，免除する。

（積立金預り金の整理，通知）

第6条 理事長は，掛金預り金・積立金預り金個人別残高明細書等により組合員の積立金納入状況を記録整理しておかなければならない。

2 理事長は，毎年12月末日における個人別積立金預り金の状況を組合員に通知するものとする。

（災害時の特例）

第7条 地震，風水害，津波，噴火，その他この法人の責めに帰すことのできない原因によって，支払事由が一時に多数発生し，この法人の収支状況を著しく悪化させると認められるときは，理事会の決議により，給付額及び条件等について別に定めることができるものとする。

（細則の制定）

第8条 この規程に定めるもののほか，必要な細則は理事会が定める。

附 則

この規程は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は，令和4年6月1日から施行し，改正後の特別見舞金規程に規定する特様式第1号及び特様式第2号は，令和4年4月1日から適用する。

特様式第 1 号

専務理事	常務理事	事務局長	部 長	係 長	係	査定額 ¥	給付番号	
配 偶 者 弔 慰 金 請 求 書								
所 属 名					所 属 番 号			
組 合 員 氏 名					職 員 番 号			
配 偶 者 氏 名					死 亡 年 月 日	年	月	日
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第 3 条の 3 の規定により配偶者弔慰金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所 属 名</p> <p>組 合 員 氏 名 ㊟</p> <p>住 所 〒 (-)</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>								
上記のとおり相違ないことを証明します。						互助組合受付印		
<p>年 月 日</p> <p>所 属 長 名 職印</p> <p>資 金 前 渡 職 員 名 ㊟</p>								

(注) 内縁関係にあるときは、それを確認できる証明書を添付してください。

特様式第3号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係	査定額 ¥	給付番号	
被扶養者弔慰金請求書								
所属名					所属番号			
組合員氏名					職員番号			
被扶養者名	(歳)			続柄		死亡年月日	年	月 日
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第3条の4の規定により被扶養者弔慰金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所属名</p> <p>組合員氏名 ⑩</p> <p>住 所 〒 (-)</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>								
上記のとおり相違ないことを証明します。						互助組合受付印		
<p>年 月 日</p> <p>所属長名 職印</p> <p>資金前渡職員名 ⑩</p>								

- (注) 1 配偶者弔慰金請求は別様式です。
 2 公立学校共済組合員でない組合員の被扶養者については、保険証の写しを添付してください。

特様式第3号

専務理事	常務理事	事務局長	部長	係長	係	査定額	¥	給付番号	
休職退職者見舞金請求書									
退職時所属名						退職年月日	年 月 日 (歳)		
所属番号						休職期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
職員番号							年 月 日 ~ 年 月 日		
生年月日		年 月 日生					年 月 日 ~ 年 月 日		
休職の原因となった傷病名						発病年月	年 月		
※ 被扶養者名									
退職後の住所		〒 -				電話 (- -)			
<p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合特別見舞金規程第3条の5の規定により 休職退職者見舞金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿</p>									
上記のとおり相違ないことを証明します。							互助組合受付印		
年 月 日									
所属長名					職印				
資金前渡職員名					㊟				

- (注) 1 復職後2年以内に、休職の原因となった負傷又は傷病を起因とする退職（定年を除く）の場合も請求できます。その場合、医師の診断書又は所属長の証明書を添付してください。
2 見舞金は、互助組合給付金等の受取口座として届け出た口座に送金します。
- ※ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の給付に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）給付規程及び特別見舞金規程に基づいて行う給付金の請求、交付等の事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付等請求の締切)

第2条 互助組合給付規程及び特別見舞金規程による給付金の諸請求締切は、毎月の末日とする。ただし、該当日が休日の場合は、その前日とする。

(査定及び給付要領)

第3条 互助組合給付規程及び特別見舞金規程による給付金の請求があったとき理事長は、受付簿に記載し、照合して処理しなければならない。

2 給付規程第3条の9第2項に掲げる介護休暇給付金は、公立学校共済組合の支給する介護休業手当金に基づき査定する。

(掛金預り金、積立金預り金の査定及び還付要領)

第4条 掛金預り金、積立金預り金の査定及び還付については、第3条の規定を準用する。

(給付金等の支給方法)

第5条 給付金等は、請求（申請）者又は給付対象者が口座登録申請書（事様式第3号）及び口座登録変更申請書（事様式第4号）により届け出た本人口座へ送金するものとする。ただし、登録できる金融機関は遺族に送金する場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 九州労働金庫
- (2) 鹿児島銀行県庁支店
- (3) ゆうちょ銀行（総合口座に限る。）

2 給付規程第3条の7に掲げる療養見舞金は、前項の本人口座へ送金するものとし、別途送付される「見舞状」と「送金通知書」は所属長が持参するものとする。

また、組合員が死亡したときの掛金預り金、組合員弔慰金及び積立金預り金については、直接遺族に送金するものとする。

(特別保養施設利用補助費の支給)

第5条の2 利用できる施設は、特別保養施設として契約した施設とする。

2 利用できる期間は、永年勤続休暇を取得できる当該年度（45歳又は55歳のいずれか）の1年間とする。ただし、55歳時の当該年度に病気療養中の者は復職した翌年度まで、国外・県外へ派遣等されている者は派遣等満了日の翌日から1年まで延長することができるものとする。

(過誤納金の処理)

第6条 過誤納金の払戻しは、過誤納金払戻請求書（事様式第5号）により行うものとする。

(被扶養者弔慰金の支給)

第7条 出生後ただちに死亡した被扶養者については、公立学校共済組合が被扶養者認定をした後に処理するものとする。

(医療補助金給付証明書発行申請)

第8条 医療補助金給付証明書発行申請については、医療補助金給付証明発行申請書（事様式第13号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。

(会 計)

第12条 この事業の会計は、会計処理規程に基づいて行わなければならない。

(財政の見直し)

第13条 理事長は、この事業の財政の健全を図るため、毎年財政の見直しを行い、評議員会に報告しなければならない。

第5章 雑 則

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は理事会が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定の適用については、同項中「55歳」を次表の左欄に掲げる期間に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢とする。

期間	年齢
令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	50歳
令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	51歳
令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	52歳
令和9年4月1日から 令和11年3月31日まで	53歳
令和11年4月1日から 令和13年3月31日まで	54歳

- 3 前項の場合において、第2条第3項の表に次の表を追加する。

年齢による区分	拠出金の額
退職時点で54歳以上55歳未満	420,000円
退職時点で53歳以上54歳未満	440,000円
退職時点で52歳以上53歳未満	460,000円
退職時点で51歳以上52歳未満	480,000円
退職時点で50歳以上51歳未満	500,000円

- 4 改正後の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間における第6条の2第2項の規定の適用については、同項中「60%」を「70%」とする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行し、改正後の退職互助規程に規定する退様式第3号は、令和4年4月1日から適用する。

退 教 互 諸 変 更 届

退様式第1号

継続組合員番号							フリガナ	
加入年月	年	月	氏名				⑩	

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合理事長 殿

下記のとおり変更しましたのでお届けします。

1 住所の変更 (変更日 年 月 日)	
〒 —	TEL — —
フリガナ	
新住所	

2 氏名の変更 (変更日 年 月 日)	
旧	
フリガナ	
新	

3 送金口座の変更 (変更日 年 月 日) 通帳のコピーを添付してください。			
銀行・金庫	支店	口座番号	
ゆうちょ銀行	記号	番号	

※通信欄	互助組合受付印
------	---------

医療補助金請求書

継続組合員番号 <small>(現職時の職員番号)</small>							1 加入保険の種類及び補助制度(○印) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 E 市町村共済組合 F その他 企業保険等 (保険名)
生年月日	年	月	日	(歳)			
住所	〒 -						
電話番号	- -						
保険証の 記号・番号							2 該当者のみ記入(○印) (1) 身体障害者手帳受給 (級) 市町村からの補助又は返戻金 (有 無) (2) 後期高齢者医療制度の適用 (有 無)
所得区分(○印)(裏面参照) 70歳未満(ア・イ・ウ・エ・オ) 70歳以上(現役並み所得者・一般・低所得者)							
一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程第6条の規定による医療補助金を請求します。 年 月 日 氏名 ⑩ 一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿							
※ 互助組合では所得区分が把握できませんので、ご記入ください。 (所得区分がわからない方は、保険者へお問い合わせください。) ※ 「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」または、医療機関の発行する「領収書」を添付してください。 ※ 医療機関の発行する「領収書」について ・療養者氏名・保険種別・保険点数・患者自己負担額の確認できるものとします。 ・「領収書」が複数枚の場合は、必ず1か月分をまとめて提出してください。 (上記領収書で請求する場合は、「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」は提出不要) ※ 身体障害者1・2級の認定を受けた方は、見舞金がありますのでお知らせください。 (認定後は、公的機関からの給付がありますので、互助組合からの医療補助は受けられません。)							

退様式第 3 号

削除